ける個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする。

⑶　地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等

鳥獣保護管理事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やＮＧＯとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。

特に、鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り食肉等に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことも重要である。

⑷　関係主体の役割の明確化と連携

国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護管理事業の効果的な実施を図るものとする。

第二　鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進めるものとする。

1　制度上の区分に応じた保護及び管理

⑴　希少鳥獣等

①　対象種

希少鳥獣は、法第２条第４項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理の手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。なお、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

②　保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第４条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努めるものとする。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、域内の実情に応じて都道府県希少鳥獣を鳥獣保護管理事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護又は管理に努めるものとする。

⑵　狩猟鳥獣

①　対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第２条第７項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を５年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1)　次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア　狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ　生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2)　狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

②　保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、⑶に準じた管理を図るものとする。

さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。

⑶　外来鳥獣

①　対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

②　管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。